

岩手県では住宅の復興に向けた 取組を進めています

〔岩手県住宅復興の基本方針〕

岩手県では、被災された皆さんの住まいを支援し、ずっと安心して暮らしていただくために、東日本大震災津波復興期本計画及び復興実施計画を踏まえ、住宅の供給についての基本方針を定めました。

今後、災害復興公営住宅の整備や個人住宅の支援などにより、被災された皆さんの住まいの確保を進めてまいります。

《期間》 基盤復興期間：平成23～25年度
本格復興期間：平成26～28年度

復興住宅の供給計画

恒久的住宅の供給戸数（想定）

[公営住宅]	約4,000～5,000戸
[民間持家住宅]	約9,000～9,500戸
[民間賃貸住宅等]	約3,000～3,500戸

住宅供給の方針

- ◎防災性・耐久性を高める住まいづくり
- ◎ひとにやさしい住まいづくり
- ◎多様なニーズや地域性に配慮した住まいづくり
- ◎環境に配慮した住まいづくり
- ◎福祉部局等との連携

住宅供給に向けての対策

- ◎災害公営住宅の整備
- ◎民間持家住宅及び民間賃貸住宅の建設促進
- ◎応急仮設住宅の活用検討

東日本大震災津波の被災者の生活再建を支援します

個人住宅への支援

◎住宅の新築・購入(平成28年度まで)

- ・被災者生活再建支援制度(国の支援制度)※申請期限:基礎支援金 平成25年4月10日まで
加算支援金 平成30年4月10日まで
基礎支援金(全壊・解体100万円)+加算支援金(建設・購入200万円) ※単身世帯は3/4の額
- ・被災者住宅再建支援事業(県の支援事業、平成28年度まで)
県内で自宅が全壊(解体含む)した被災世帯の県内の持ち家による住宅再建を支援 100万円
※対象者は、上記支援金受給者。単身世帯の場合は75万円(市町村によって補助額が異なる場合あり。)
- ・生活再建住宅支援事業(平成28年度まで)
 - 1 バリアフリー支援
床の段差解消・手すりの設置等を行った場合に、床面積(㎡)に応じて定額補助 40~90万円
 - 2 県産材使用
住宅建設に県産木材を使用した場合(10㎡以上)に、使用量に応じて定額補助 20~40万円

◎被災住宅の補修・改修(平成25年度まで)

- ・生活再建住宅支援事業(工事費の1/2を補助)
 - 1 補修・・・上限30万円(10万円以上の補修工事)
※半壊、一部損壊した住宅が対象、応急修理制度を活用した場合は対象外
 - 2 改修
 - (1)耐震化・・・・上限60万円 現在の耐震基準を満たさない住宅を現在の基準に適合させる工事
 - (2)バリアフリー・・・上限60万円 床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレ設置などの工事
 - (3)県産材使用・・・上限20万円 県産の木材を積極的に使用した改修工事(県産材を0.5㎡以上使用など)

◎被災宅地の復旧(平成25年度まで)

- ・生活再建住宅支援事業(工事費の1/2を補助)
被災宅地・・・上限200万円/1宅地(下限10万円)
震災により地盤沈下や擁壁が倒壊している宅地の復旧工事等(20万円以上のもの)

◎利子補給補助

- ・生活再建住宅支援事業
住宅の新築や補修・改修を行う場合に、新規ローンの利子額と、既往の住宅ローンがある場合の利子相当額を補助します。
 - 1 新築の場合(平成28年度まで)
当初5年間の利子額(借入上限額1,460万円、金利上限2%)最大約135万円
※住宅金融支援機構は当初5年間の金利が0%のため対象外
 - 2 補修・改修の場合(平成25年度まで)
当初5年間の利子額(借入上限額640万円、金利上限1%)最大約28万円
 - 3 既往債務(平成28年度まで)
上記1、2いずれかに該当し既往住宅ローンがある場合、既往債務の5年間分の利子相当額

市町村において受け付け、補助を行います。
手続きについては各市町村窓口にお問い合わせください。
※市町村により事業の開始時期等が異なる場合があります。